

判決言渡日 令和6年2月14日

令和3年(ネ)第151号 損害賠償請求控訴事件(原審・福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第252号、同26年(ワ)第101号、同27年(ワ)第34号、同29年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第274号)

- 5 控訴人兼被控訴人ないし控訴人(1審原告)被承継人を含め323名(個別の1審原告については別紙1【1審原告目録】記載の控訴人番号(1審原告番号)に対応させて「1審原告83-1」のようにいう。)

被控訴人兼控訴人(1審被告)東京電力ホールディングス株式会社

担当裁判官 瀬戸口壯夫(裁判長)、綱島公彦、北川瞬

10 判決要旨

第1 主文

- 1 1審原告らの控訴のうち主位的請求に係る部分をいずれも棄却する。
- 2 1審原告85-3、同87-2-1ないし3、同88-2、同97-4、同101-4、同105-4、同119-3、同121-3ないし5、同123-3
15 及び4、同129-5、同133-3、同138-3及び4、同139-2、同141-3、同143-8及び10、同178-1並びに同179-6のその余の控訴をいずれも棄却する。
- 3 1審原告143-9に対する1審被告の控訴及びその余の1審原告らの予備的請求に係る控訴に基づき、原判決主文2項ないし5項のうち前項の1審原告ら
20 を除く1審原告らに係る部分を次のとおり変更する。
- (1) 1審被告は、別紙5【当審認容額等目録】の「認容額」欄に金額の記載のある各1審原告に対し、当該1審原告に係る同別紙の同欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 25 (2) 上記(1)の1審原告らのその余の予備的請求をいずれも棄却する。
- 4 1審被告のその余の1審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。

5 訴訟費用は、2項記載の1審原告らと1審被告との関係では控訴費用を同1審原告らの負担とし、3項記載の1審原告らと1審被告との関係では、第1、2審を通じ、1審原告143-9と1審被告との間に生じた分は、これを12分して、その1を1審被告の、その余を同1審原告の負担とし、その余の1審原告らと1
5 審被告との間に生じた分は、これを11分して、その1を1審被告の、その余を同1審原告らの負担とする。

6 この判決は、3項(1)に限り、仮に執行することができる。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

10 本件は、福島県伊達郡川俣町山木屋地区（山木屋地区又は山木屋）が生活の本拠地であったとする1審原告ら（提訴時において82世帯合計311名）が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）及びこれに伴う津波（本件津波）により福島第一原子力発電所（福島第一原発）で発生した大量の放射性物質を放出、拡散する事故（本件事故）につき、同原発を運営する原子力事業者である1審被告に対し、本件事故により長期間の避難を余儀なくされ、同地区の著しい変容により山木屋地区という故郷を剥奪されるに至ったなどと主張して、主位的に民法709条に、予備的に原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項本文に基づき、慰謝料等の支払を求めた事案である。

15 山木屋地区は、本件事故発生直後は避難指示の対象外であったが、平成23年4月22日までに、年間積算線量20mSvを超えるおそれがあるとして計画的避難区域に指定され、その後、居住制限区域等に指定されたが、平成29年3月31日をもって全ての避難指示が解除された。

2 原判決と当審における審理

20 原判決は、本件事故に基づく損害賠償請求については民法の不法行為責任の規定は適用されないとし、他方で1審被告に原賠法3条1項に基づく無過失責任を認めつつ、1審被告の対応に慰謝料増額事由となるほどの悪質性や重大な過失ま

では認められないとした上で、避難慰謝料につき避難対象期間を平成30年3月
末までの85か月として1か月当たり10万円の合計850万円、故郷喪失慰謝
料につき200万円を基本とし、一部の1審原告につき類型化した一定の事情に
5 応じた増減変更をした。その上で、既払金が認容額を上回るなどした1審原告2
8名（承継人を兼ねる者については被承継人も別個1名分と数える。以下同じ）
の請求を棄却し、その余の1審原告ら295名に対し、総額6億0498万90
00円（認容慰謝料額の1割相当の弁護士費用を含む。以下同じ）とこれに対す
る本件事故日から支払済みまで改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損
害金を支払うよう1審被告に命じた。

10 これに対し、1審原告らは、1審被告の対応は津波対策を先送りした悪質なも
のであるし、山木屋地区というコミュニティを剥奪されたことによる精神的苦痛
は甚大であるなどと主張して、慰謝料の増額を求め、他方、1審被告は、1審原
告らに生じた損害額は財産的損害を含む訴訟外の賠償手続において賠償済みの
額を超えないなどと主張して、それぞれ控訴を提起した。

15 本控訴審においては、原発施設の破壊による放射性物質の放出という過去に前
例のない特異な事故である本件事故について適正な慰謝料額を認定するための
前提として、①本件事故の発生前に1審被告が行ってきた安全対策の内容とその
評価、②本件事故が山木屋地区というコミュニティに与えた影響の大きさとその
現状等の主張立証の2点を中心に審理が行われた。

20 第3 当裁判所の判断の要旨

1 民法709条に基づく損害賠償請求（主位的請求）について

25 本件における1審原告らの精神的損害も原子力損害の一つであり、その賠償請
求については法律上は原賠法の規定のみが適用され、民法の不法行為に関する規
定（709条）は適用されないから、1審原告らの民法709条に基づく損害賠
償請求（主位的請求）は理由がない。

2 福島第一原発につき本件事故発生前に1審被告が行ってきた安全対策の内容

等について（慰謝料額の算定に当たり考慮すべき事情）

(1) 無過失責任である原賠法3条の責任と1審被告の安全対策の内容等との関係

5 原発施設は、ひとたび重大事故を起こせば、放射性物質の放出、拡散によつて、広範な地域の住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、広範囲の環境を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらす危険性を有するという極めて特異な施設であつて、原子力事業者は、万が一にもそのような災害が起こらないよう適切にこれを運営すべき立場にあり、原子力災害特別措置法3条に基づき実定法上もこれによる被害の防止に関し万全の措置を講ずべき責務を負つて

10 いる。そのような立場にある1審被告が、上記の危険性をどのように予測し、それに対してどのような対応策を講じてきたかという点は、慰謝料算定の基礎となる諸事情の中でも重視すべき事情であるといふことができる。本件事故のそもそもの発端が本件地震による本件津波の発生という天災であるとしても、

15 1審被告が考えられる合理的な対策すら講じないまま漫然と上記危険を内包する原発施設を運営していたといふのであれば、事故そのものは人災ではないかという思いが捨て難いものとなり、被災者らに重大な精神的苦痛を発生させることは明らかである。

20 以上の見地から、福島第一原発につき本件事故発生前に1審被告が行ってきた安全対策の内容等について、慰謝料額算定において考慮すべき本件事故に特有の事情として検討する。

(2) 1審被告が行ってきた安全対策の内容等

25 本件において特に重視すべき事情は、政府機関である地震調査研究推進本部（推進本部）の地震調査委員会が平成14年7月に公表した、三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝寄りの南北に細長い領域に関し、明治29年に発生した明治三陸地震と同様の地震が福島県沖を含む上記領域内のどこでも発生

5
する可能性があること、その地震の規模は津波マグニチュード8.2前後と推定されることなどを内容とする「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（本件長期評価）に対する1審被告の対応である。

6
1審被告は、本件長期評価の公表後、原子力安全・保安院の担当官から、本件長期評価を踏まえた検討を指示されたが、一部の学者の見解などを根拠に、
7
本件長期評価は、更なる研究・検討が必要で直ちに取り込めるようなものではないなどと説明して、これを免れた。さらに、平成20年3月には、本件長期
8
評価を取り込んだ試算をして、最大での津波高さは、福島第一原発の敷地南側の敷地高O.P. +10mを超えるO.P. +15.707m（浸水深5.7
9
07m）に及ぶなどとする試算結果（平成20年試算）を得ていた。
10

11
本件長期評価は、政府の公的機関である地震調査委員会が公表したものであり、これを取り入れた平成20年試算も、一定の合理性を有する試算であった。
12
そうすると、本件地震及び本件津波は極めて稀な大規模災害ではあったものの、当時の1審被告の専門的知見に基づいておよそ予見できなかった規模の災害であったとは到底いえないし、実際に襲来した津波の規模も、その方向はともかく、少なくとも波高については概ね予見されていたといえることができる。
15

16
にもかかわらず、1審被告は、本件事故が発生するまでの間、平成20年試算を取り入れた具体的な対策を何ら講じることはなかった。これは、被災者からみれば、1審被告が本件長期評価を無視していたのと同じことであり、この
17
ような事情を知った被災者において、本件事故はその発端こそ天災であっても、本件事故そのものは人災ではないかという思いが捨て難いものとなり、重大な精神的苦痛を生じさせたことが容易に推察される。
20

21
これに対し、1審被告は、本件長期評価及び平成20年試算の信頼性等について主張し、これらを取り入れた施策を直ちに講じなかったとしても1審被告
22
に過失があるとはいえない旨を主張する。確かに、本件長期評価は、本件事故前においては、本件長期評価に関与した者も含め地震学者が異論なく承認する
25

5
10
15
20
25
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

ような知見とまではいえなかったこと等もうかがわれる。しかし、1審被告は、ひとたび重大事故を起こせば、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらすという特異な危険性を有する原発施設を万が一にもそのような災害が起こらないように運営すべき立場にある原子力事業者であって、地震や津波についての専門的知見の当否や優劣を学術的見地から検討する研究者ではない。法に基づき設置された政府機関である推進本部の地震調査委員会により本件長期評価という一定の合理性のある専門的知見が示された以上、1審被告が行うべきことは、学術的見地から本件長期評価や平成20年試算の信頼性を云々することではなく、平成20年試算と同じ規模の津波の襲来を想定して可及的速やかに適切な措置を講ずるよう努めることである。

しかるに、1審被告は、平成14年7月に本件長期評価が公表されてもこれに基づく津波の試算の着手を先送りし、その後、平成20年試算を得て一旦はこれを取り入れた津波対策の検討に入ったにもかかわらず、これに多大な費用と時間を要することを知った1審被告の経営陣は、翻って本件長期評価の信頼性に疑問を呈して土木学会にその評価の再検討を依頼するなどして時間を空費し、結局、本件長期評価及び平成20年試算を想定した対策を最後まで講じないまま、本件津波の襲来を迎えるに至った。このような1審被告の一連の対応は極めて遺憾であるし、結果として平成20年試算による想定を上回る本件津波が襲来したことにより、1審被告の上記対応が根本的に誤りであったことが現実によって証明されたことになる。本件事故発生までにこのような経過があったことは、本件事故の被災者の精神的苦痛の程度を判断するに当たり、極めて重要な事情である。

なお、原陪法の責任は無過失責任であり、1審被告の上記判断につき法的に過失があるといえるか否かは、上記被災者らの精神的苦痛の程度を判断する上でさほど決定的な事情ではない。地震という天災をそもそもの発端とする本件事故において、1審原告らの精神的苦痛の程度を左右する最も大きな要素は、

1 審被告が予見された危険性に対してどの程度誠実に向き合い、真摯にその対策に努めていたかという点にあり、本件事故の発生につき1 審被告に法的に過失を認め得るかという問題とは必ずしも同一ではない。

5 また、本件津波が試算津波の規模を超えるなどしたことで、平成20年試算を取り入れた対策を講じていたとしても本件事故と同様の事故が発生した可能性はあるとしても、被害の規模、すなわち放射性物質の放出の有無及びその量について本件事故と全く同様となったことまで直ちに推定されるわけではない。1 審被告は平成22年8月から平成23年2月にかけてポンプの水密化等を検討していたのであり、平成20年試算を受けて直ちにこれらを取り入れ
10 た対策を実施していれば、事故の発生自体は防止できなかったとしても、その規模は本件事故とはかなり異なるものになっていた可能性は否定し難いし、少なくとも被災者はそう考えるはずである。したがって、1 審被告が平成20年試算を取り入れた対策を講じないまま本件事故の発生に至ったことが本件において適切な慰謝料額を算定するに当たって重視すべき重要な事情であること
15 20 3 慰謝料の算定について

- (1) 原陪審が令和4年12月20日に公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」（以下「第五次追補」という。）について

20 この第五次追補は、本件事故によって被災者に生じた精神的損害について、典型的に把握される要素をある程度網羅的に評価しており、典型的に把握することのできない個別事情に基づく損害を除き、本件事故による精神的損害の評価方法として一定の合理性を有するものであって、今後の迅速、公平かつ適正
25 な賠償の実施等による被害者救済に資するものといえることができる。

したがって、本件における1 審原告らの精神的損害の評価においても基本的

には第五次追補の考え方に沿って行うことが相当であるが、同追補を含む指針が示す損害額はあくまでも目安であって賠償の上限を示すものではないし、慰謝料額の算定における裁判所の裁量を拘束するものではないことは、当然の前提である。

5 (2) 慰謝料の算定方法について

基本的に第五次追補の考え方を採用して、1審原告らに生じた精神的損害を、①避難慰謝料（第五次追補の「日常生活阻害による精神的損害」とほぼ同義）、②故郷喪失慰謝料（同「生活基盤喪失・変容による精神的損害」と実質的に同義）、③線量不安慰謝料（相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害）、④その他の事情による加算の4類型
10 に分けて算定するのが相当である。なお、先に検討した1審被告の本件事故前の対応等は、慰謝料算定の便宜上故郷喪失慰謝料において考慮する。

(3) 避難慰謝料について

ア 基本的な考え方

15 基本的に第五次追補の考え方を採用し、平成23年3月から平成30年3月末までの85か月を避難慰謝料対象期間として、月額10万円（合計850万円）を目安とするが、原判決と同様に次のイ以下のとおり、外形的、類型的判断が可能な範囲で減額する。

20 なお、1審被告は、他にも一部の1審原告につき個別事情による避難生活の終了を慰謝料の減額事由として主張する。しかし、本件事故から12年以上も経過した現時点で、さらに個別的審理を尽くさねばならないような事情により修正することは、個別の避難実施時期を問わず一律に避難慰謝料対象期間を定めた第五次追補の趣旨に反すること等に照らし、上記主張は採用しない。

25 イ 進学・就職を理由とする転居について

避難慰謝料対象期間中に本件事故の発生と相当因果関係のない進学・就職

を理由に自宅又はそれまでの避難先から進学・就職先に転居した者について、相当因果関係のある避難生活は転居の月をもって終了したとして、その後の期間を避難慰謝料の算定期間から除外するのが合理的である。

ウ 避難慰謝料対象期間中に死亡した避難者について

原審は、死亡した月までの期間を算定の対象としているところ、避難慰謝料が避難による日常生活阻害に対するものであることに照らせば、この判断は裁量の範囲内として是認できる。

エ 避難慰謝料対象期間中に出生した者について

本件事故発生時に胎児であった者は、民法721条により、避難慰謝料対象期間中出生後の期間を対象として算定した避難慰謝料を認める。他方、本件事故発生時に胎児でなかった者については、本件事故発生時に法的権利主体として存在しなかったものであり、損害賠償請求権は認められない。

(4) 故郷喪失慰謝料について

ア 基本的な考え方等

第五次追補は、生活基盤の「喪失」とは、本件事故前の状況から生活基盤が著しく毀損されたことを、「変容」とは、かなりの程度毀損されたことをそれぞれ意味するとし、帰還困難区域等については生活基盤喪失による精神的損害に対する賠償額の目安を一人700万円、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については生活基盤変容による精神的損害に対する賠償額の目安を一人250万円とする。

しかし、「喪失」と「変容」との区別は二者択一的ではなく段階的相対的なものであるし、第五次追補を含む指針が示す損害額はあくまでも目安であるから、山木屋地区における生活基盤の毀損の程度がどのようなものであるかについて検討し、本件における生活基盤の毀損による精神的損害に対する相当な賠償額を定めることとする。

イ 山木屋地区における生活基盤の毀損の程度について

本件事故発生当時、山木屋地区には364世帯1252人が居住していたが、令和5年5月1日現在は160世帯331人であり、約7割減となっている上、若年人口の減少が顕著で居住者の高齢化が著しく進んでいる。本件事故発生当時、山木屋地区には、幼稚園児10名と合計89名の小中学生がいたが、幼稚園は平成25年度以降、園児がいなくなって休園が続き、小学校も平成31年3月に最後の6年生が卒業した後、入学者がおらず休校が続いている。中学生は令和4年度で8名であるが、山木屋地区の出身者は1名にとどまって全員が地区外からスクールバスで通学している。

山木屋地区内の医療体制や行政サービスは、再開したが縮小しており、山木屋地区の中心部の問屋地区にかつて存在して地域住民間のコミュニケーションの場ともなっていた個人商店等はいずれも閉店して再開していない。平成29年7月に復興拠点商業施設として開業した「とんやの郷」も、将来的長期的に山木屋地区の復興に資するかどうかについては疑問も示されている。

本件事故前は活発に活動していた自治会組織や八坂神社の氏子組織等は衰退し、伝統行事の三匹獅子舞や「田んぼスケートリンク」等子どもたちを中心とした地域活動などは実施困難となり、一部に復興の動きがあるものの、将来的な存続は危うい。里山を利用した循環型農業や、「緑の少年団」、「親子の森」など里山の活用を将来の世代に承継する取組みは、里山のほとんどがなお高線量状態にあることで実質的に失われている。

他方、復興関連事業等による復興効果にも、現状、疑問が呈されている。

ウ 山木屋地区における故郷喪失慰謝料の相当額について

以上のとおり、本件事故前に存在した「山木屋地区」というコミュニティは、本件事故により大きく変容しており、特に小学校の休校に象徴される次世代を担う子どもの大幅な減少と高齢者率の上昇は、山木屋地区の伝統や独

自性が早晚継承されなくなる蓋然性を意味するものとして深刻である。このような状況は、原審口頭弁論終結時から基本的には変わっておらず、本件事故から12年以上を経た現時点においてなお回復されていないもの多くは、このまま失われていく蓋然性が高いし、一応の回復をみたものについても将来的な維持存続は困難と思われるものも多く、存続していくにしても、山木屋地区とのつながりは希薄化し変容している。このような地域社会の大幅な変容は、本件事故によって不可逆的かつ一回的に生じたものというべきである。

これに対し、1審被告は、将来的な維持存続の困難という点は本件事故以前から進行していた少子高齢化という社会現象によるものであって、本件事故の有無にかかわらずいずれ失われるものであったという趣旨を主張する。しかし、本件事故による山木屋地区の変容は、通常の少子高齢化の進行による変化とは明らかに次元の異なる急激なものであるだけでなく、過疎化や少子高齢化による変化を少しでも緩和しようとして本件事故前まで長年にわたって営々と様々な工夫を積み重ねてきた山木屋地区の住民の努力の成果を一瞬にして奪い去ったという点において、むしろ精神的苦痛を増大させるものということができる。

以上のような事情に加え、前述の1審被告の本件事故前の対応等を総合考慮し、山木屋地区における故郷喪失慰謝料として、避難後に死亡した者を含めて一律に、一人につき330万円を認めるのが相当であると判断する。

(5) 線量不安慰謝料及びその他の事情による加算について

第五次追補を踏まえ、本件事故時、山木屋地区を生活の本拠としていた者を対象に、健康不安の程度が典型的に高いと考えられる妊婦及び子どもにつき60万円、それら以外の者につき30万円の線量不安慰謝料を認める。また、その他の事情による加算については、該当する1審原告ごとに第五次追補や原判決の類型化を踏まえて個別に判断する。

4 弁済の抗弁について

1 審被告は、1 審原告らの請求は、財産的損害を含む本件事故により各 1 審原告に生じた全損害を世帯単位で合算した額から、1 審被告が訴訟外で当該世帯に支払済みの賠償金の総額を控除した残額の範囲内でのみ認容されるべきであり、その結果、いずれの 1 審原告にも残額がないと主張する。

しかし、訴訟外でその時点での一定の合意に基づいて賠償金が支払われたはずの財産的損害につき本件訴訟で改めて審理判断して損害額を確定しなければ認容すべき慰謝料額を確定できないというのでは、1 審被告がその内容に即して賠償を行うことを表明している第五次追補の趣旨目的を無にするに等しく、1 審被告の上記主張は、訴訟法上及び実体法上のいずれの見地からも信義則に反し、許されないというべきであるから、採用できない。

他方、1 審被告が既に支払った慰謝料額については、慰謝料の類型化は、本件事故により 1 審原告らに生じた精神的損害に対する公平かつ適正な賠償額の算定手法であるから、類型を異にするものについての既払慰謝料であるという一事をもって別の類型で算定された慰謝料額から控除することが許されないという 1 審原告らの主張は採用できず、第五次追補や原判決の類型的判断を踏まえ、当該既払金の趣旨や経緯を検討して認定判断する。ただし、慰謝料が 1 審原告ごとの精神的損害に対して認められるものであることに照らし、世帯単位の合算控除を求める 1 審被告の主張は採用できない。

5 結論

以上によれば、1 審原告らの民法 709 条に基づく請求（主位的請求）は理由がなく、原賠法 3 条 1 項に基づく請求（予備的請求）については、別紙 5【当審認容額等目録】の「認容額」欄に金額の記載のある 1 審原告ら 299 名（以下「認容 1 審原告ら」という。）においてそれぞれ同金額（総額は 10 億 9891 万 1000 円）と本件事故日から支払済みまで年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、同欄に「棄却」の記載のあるその余の 1 審原告ら 24

名（以下「棄却1審原告ら」という。）の請求は理由がない。よって、1審原告らの控訴のうち主位的請求に係る部分をいずれも棄却し、認容1審原告らのうち、原審よりも減額となる1名については1審被告の控訴に基づき、増額となるその余の1審原告らについては当該1審原告らの予備的請求に係る控訴に基づき、上記のとおり原判決を変更し、増額となる認容1審原告らに対する1審被告の控訴を棄却するとともに、原審でも請求が棄却されている棄却1審原告らの予備的請求に係る控訴を棄却することとする。

以 上

